

令和5年度 公文書開示（11月決定分）

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 不開示理由等 | 所管局部課等 | |
|-------|------------|------------|---|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|--|---------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | | | 9号 |
| 1 | R5. 10. 26 | R5. 11. 1 | 令和3年10月31日執行衆議院議員選挙_〇〇_収支報告書 令和3年10月31日執行衆議院議員選挙_〇〇_収支報告書に係る領収書 | 1 | | 1 | | | | | | | | | | | | | ・東京都情報公開条例第7条第2号 領収書に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 領収書の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。 | 選挙管理委員会事務局総務課 |
| 2 | R5. 10. 27 | R5. 11. 6 | 〇〇の政治団体設立届、規約、届出事項等の異動届、及び政治団体解散届 | 7 | | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | ・東京都情報公開条例第7条第2号 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。 | 選挙管理委員会事務局総務課 |
| 3 | R5. 10. 27 | R5. 11. 6 | 政治団体〇〇の設立届、異動届、規約、解散届 | | | | | | | | | | | | | | | | ・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった〇〇は、東京都選挙管理委員会届出の団体ではないため、取得していない。また、活動区域が二以上の都道府県にわたる総務大臣届出の団体である〇〇に係る公文書は、既に総務省へ送付しており、取得の事実が確認できないものであり、現に保有していないため、存在しない。 | 選挙管理委員会事務局総務課 |
| 4 | R5. 10. 30 | R5. 11. 10 | 選挙運動用収支報告書、選挙運動用収支報告書に係る領収書(令和3年10月31日執行衆議院議員選挙) (4名) 選挙運動用収支報告書、選挙運動用収支報告書に係る領収書(令和4年7月10日執行参議院議員選挙) (1名) | 1 | | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | ・東京都情報公開条例第7条第2号 領収書に記載の担当者名やクレジットカード情報、銀行名、銀行番号、支店番号・口座（当座）番号、電話番号等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 領収書の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。 | 選挙管理委員会事務局選挙課 |
| 5 | R5. 11. 6 | R5. 11. 13 | 令和3年10月31日執行衆議院議員選挙_〇〇_立候補届出書類 | 1 | | 1 | | | | | | 1 | | | | | | | ・東京都情報公開条例第7条第2号 特定の個人の住所、氏名、氏名を類推する記載や戸籍謄（抄）本は特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については偽造等による犯罪の予防のため不開示とする。 | 選挙管理委員会事務局選挙課 |
| 6 | R5. 11. 6 | R5. 11. 15 | 政治団体の収支報告書に添付された領収書等の写し（令和元年～令和3年）（3団体） | | | | | | | | | | | | | | | | ・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった公文書は、不存在。 | 選挙管理委員会事務局総務課 |

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例 7 条 | | | | | | | | | 不開示理由等 | 所管局部課等 | |
|-------|------------|------------|--|-----|------|------|-----|-----|---------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--|--------------------------------------|---------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | | | 9号 |
| 7 | R5. 11. 8 | R5. 11. 17 | 〇〇に係る令和1年7月21日執行第25回参議院通常選挙の選挙運動費用収支報告書と併せて提出される領収書の写し(提出の全回分) | | | | 1 | | | | | | | | | | | | ・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった公文書は、不存在。 | 選挙管理委員会事務局選挙課 |
| 8 | R5. 10. 6 | R5. 11. 20 | 政治団体の収支報告書に添付された領収書等の写し(令和元年~令和3年)(8団体) | 1 | 1 | | | | | 1 | 1 | | | | | | | ・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。 | 選挙管理委員会事務局総務課 | |
| 9 | R5. 11. 7 | R5. 11. 20 | 政治団体〇〇 令和元年分~令和4年分収支報告書に添付の領収書等の写し | 1 | 1 | | | | | 1 | 1 | | | | | | | ・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。 | 選挙管理委員会事務局総務課 | |
| 10 | R5. 11. 15 | R5. 11. 20 | 政治団体〇〇の届出事項等の異動届(令和4年8月12日受付第588号) | 1 | 1 | | | | | 1 | | | | | | | | ・東京都情報公開条例第7条第2号 特定の個人の住所等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 | 選挙管理委員会事務局総務課 | |
| 11 | R5. 11. 8 | R5. 11. 24 | 政治団体の収支報告書に添付された領収書等の写し(令和元年)(14団体) | | | | 1 | | | | | | | | | | | ・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった公文書は、不存在。 | 選挙管理委員会事務局総務課 | |
| 12 | R5. 11. 25 | R5. 11. 28 | 政治団体〇〇の令和4年分収支報告書に添付された領収書等の写し(1団体) | 2 | 1 | | | | | 1 | 1 | | | | | | | ・東京都情報公開条例第7条第2号に該当 特定の個人の電話番号は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため、不開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号に該当 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、不開示とする。 | 選挙管理委員会事務局総務課 | |
| 13 | R5. 11. 25 | R5. 11. 28 | 政治団体〇〇の令和4年分収支報告書に添付された領収書等を徴し難かった支出の明細書(1団体) | | | | 1 | | | | | | | | | | | ・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった公文書は、不存在。 | 選挙管理委員会事務局総務課 | |